

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A市所在のB会社に採用され、タクシー運転手として勤務していた。

請求人によれば、平成○年○月○日午後9時37分頃、乗客を乗せてタクシーに乗務中、A市○先道路にて赤信号のため停車していたところ、後方から追突され受傷したという。

請求人は翌○日、C整形外科に受診し、「頸椎捻挫、右肩関節挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を開始した。本件傷病に係る治療費等は、第二当事者の自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から支払われていたところ、同年○月○日付けで治ゆ（症状固定）と診断され、請求人は、自賠責保険に後遺障害の請求を行ったが、後遺障害等級不該当の決定を受けた。

請求人は、治ゆ日以降もなお療養の必要があったとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人が受傷した本件傷病は平成○年○月○日をもって治ゆしており、平成○年○月○日以降の受診は再発にも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が、平成○年○月○日をもって治癒しているとして、治癒日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成○年○月○日撮影のMR I 検査報告で亜急性期の圧迫骨折を指摘され変形性脊椎症と診断されていることから、圧迫骨折である以上加齢が原因ではなく、本件災害以外には原因が見当たらない旨の主張をしている。

また、平成○年○月頃から出現した耳鳴り、吐き気、めまいなどの症状も本件災害によるものと主張している。

(2) 本件傷病について、D医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、請求人の療養経過から、「平成○年○月○日での症状固定の決定は妥当である。」と述べている。また、E医師は、平成○年○月○日付け意見書で、治癒後の症状について、「整形（外科）的悪化は特になし。平成○年○月○日の後遺障害診断の状態である。」と述べている。

請求人の主張を踏まえ、当審査会において改めて医証を精査したが、D医師及びE医師の意見は妥当であり、請求人の本件傷病は平成○年○月○日には治癒の状態にあったものと判断する。

(3) なお、請求人らは、上記MR I 検査報告において指摘された亜急性期の圧迫骨折が頸椎の痛みの原因であること、同日より前に撮影したMR I では、下を向いた状態で撮影したため神経を圧迫した状態が撮影されなかったものであり、

圧迫骨折は本件災害により受傷したものであることを主張している。確かに、同MR I 検査報告には、「前回MRから形態に大きな変化はないもののやや亜急性期の圧迫骨折が疑われます。」との記載があるものの、傷病名は「変形性脊椎症」とされており、圧迫骨折に関して確定的な診断がされているものとは認められない。また、MR I 検査の際、神経を圧迫した状態でなければ圧迫骨折が撮影されない旨の請求人らの主張は、医学的根拠がなく採用できない。したがって、MR I 検査報告に「圧迫骨折の疑い」との記載があることをもって、請求人が訴える症状が本件災害によるものと判断することはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。